

4 土地の区画形質の変更

(1) 方法

【基準】

現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮すること。やむを得ない場合は、法面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。

【解説】

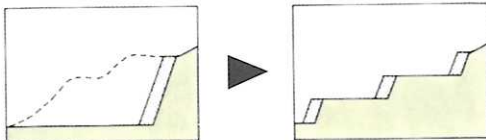
山や丘陵地での土地の区画形質の変更により、現況の地形が大きく変化する場合は、行為後に生じる法面や擁壁が周辺景観との間に不調和をきたすことがあります。

このため、現況の地形を大きく変えないよう配慮するとともに、長大な法面や擁壁が生じないように工夫することが必要です。

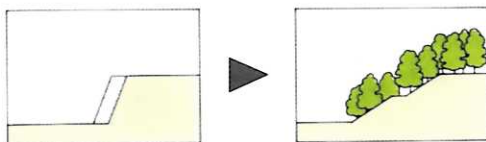
やむを得ず生じた法面は、植栽等の緑化を行うとともに、擁壁は、形態や素材を工夫して、周辺景観になじませることが必要です。

【配慮事項】

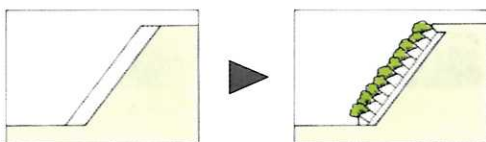
- 法面、擁壁の高さをできる限り低くする。
 - ・ 地形の分節化を図る。



- 法面は緑化する。
 - ・ できる限り郷土種を活用する。



- 擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。
 - ・ 緑化ブロックや植栽帯の設置が可能な形態とする。
 - ・ 自然素材に似せたコンクリート材等を使用する。



■ 地形を分節化することにより、周辺景観との不調和の軽減を図っている。



■ 法面を緑化することにより、周辺景観との不調和の軽減を図っている。

第2 行為別事項

4 土地の区画形質の変更

(2) その他

【基準】

敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。

【解説】

樹姿又は樹勢が優れた樹木は、地域の景観を特徴づける重要な役割を果たしています。

このため、このような樹木が敷地内にある場合は、これをできる限り保存することが望まれます。

しかし、現況での保存が不可能な場合は、移植して修景に生かす工夫が必要です。

また、敷地内にできる限り緑地を確保することも重要です。

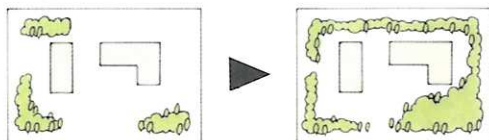
【配慮事項】

- 樹姿又は樹勢が優れた樹木は保存する。
 - ・ 保存が不可能な場合は、移植し修景に生かす。



■ 樹勢の優れた樹木を保存修景に活用している。

- 敷地内にまとまった緑地を確保する。



■ 緑化により潤いのある景観を形成している。